

小児科医の過労死認定

北海道労働局 月100時間超の時間外

北海道の2カ所の総合病院で勤務し、03年10月に突然死した旭川市の小児科医(当時31)の遺族から出されていた労災申請について、北海道労働局は労災を認定し、遺族補償年金の支給を決めた。

医師は02年4月から03年8月まで、道北地方の公立病院で働き、同年10月から別の民間病院に移り、6日目に亡くなつた。弁護士によると、公立病院時代に月の時間外勤務が平均100時間を超え、泊まり込みの当直も3、4回。病院外で救急患者のため待機する当直も月20、25日あり、多い日は1晩に5回呼び出された。民間病院でも5日間で32時間の時間外労働をした。遺族は過労死にあたるとして04年11月に労災認定を申請した。

医師の遺族は労災保険の対象ではない公立病院の勤務も過労死にあたるとして、05年1月に地方公務員災害補償基金北海道支部に公務災害の認定を求めた。昨年12月に資料不足などを理由に却下されたあと、現在、不服申し立てをしている。